

地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の改正の概要
(令和4年6月14日条例第2号)

令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例等の規定整備を行いました。
改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 住宅ローン控除の見直し

個人市民税における住宅ローン控除の適用について、所得税（国税）の見直しに伴い、対象となる居住年を令和7年（改正前：令和3年）まで延長し、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する。（京都市市税条例（以下「税条例」という。）附則第5条の3及び附則第32条関係）

※ 減収分は全額国費で補填される。

【参考】今回の税条例の改正点（住宅ローン控除の対象となる居住年の延長）

改正前	改正後
居住年が令和3年12月までのもの	居住年が令和7年12月までのもの

【参考】住宅ローン控除の見直しの概要（新築住宅の場合の例）

			改正前	改正後	
				居住年	
				令和4・5年	令和6・7年
所得 税	借入限度額	認定住宅 ^{※1}	5,000万円	5,000万円	4,500万円
		一般住宅	4,000万円	3,000万円	2,000万円
	控除率		1%	0.7%	
	控除期間	認定住宅	10年又は13年	13年	
		一般住宅		13年	10年
個人 住 民 税	所得要件 ^{※2}		3,000万円以下	2,000万円以下	
	控除限度額 ^{※3}		所得税の課税総所得金額等の7% (上限額13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (上限額9.75万円)	

※1 「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

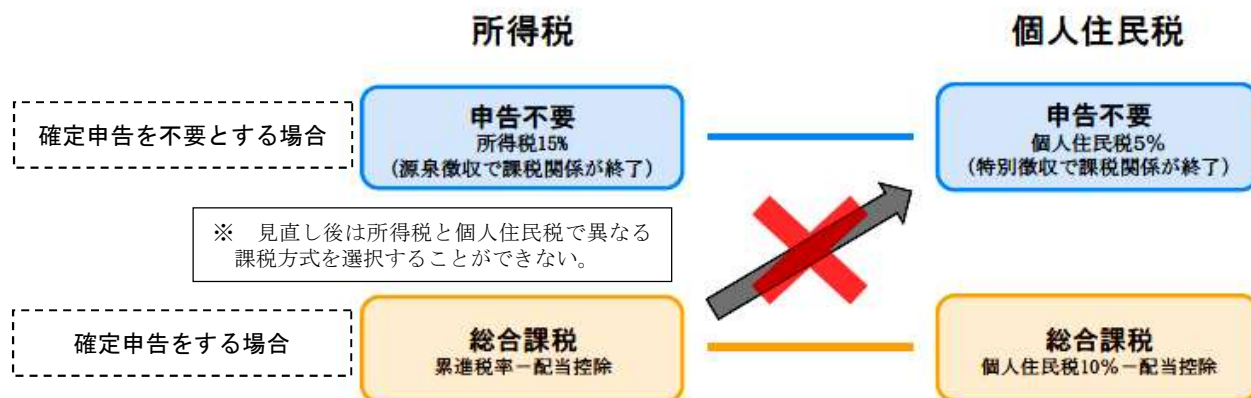
※2 合計所得金額で判定。

※3 条例改正を伴わないもの。

イ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税（国税）と個人市民税において異なる方式が可能となっていたものを、所得税と一致させる措置を講ずる。（税条例附則第17条の5の2関係）

【参考】上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しのイメージ



(2) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

「わがまち特例」（国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置をいう。）が講じられている次の下水道除害施設に対する現行の国が示す特例割合等が見直されたことに伴い、本市で定める特例割合についても次のとおり見直しを行う。（税条例附則第7条関係）

対 象 資 産	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された施設で、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する下水道除害施設※
わがまち特例の内容	固定資産税の課税標準の特例割合を、5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。 【参考】改正前：4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下
本市で定める特例割合（改正後）	5分の4（国の示す参酌割合と同じ） 【参考】改正前：4分の3（国の示す参酌割合と同じ）

※ 「下水道除害施設」とは、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷させる恐れのある下水を、一定基準以下の水質にして下水道に流すことができるようにするため、有害物質を除去する施設をいう。

イ 固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付におけるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の記載住所の見直し

登記簿上の住所を記載することとしている固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、登記所への申出があった場合には、ＤＶ被害者等の住所を記載せず、「住所に代わる事項」を記載することとする。（京都市証明等手数料条例別表第２関係）

※ 何人でも知ることのできる登記簿上の住所の取扱いとの連携を図る趣旨での改正であり、本市独自のＤＶ被害者等保護に関する対応は従前どおり（これまでから原則として本人以外には閲覧及び交付を認めていない。）。

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記２(2)アの改正

公布の日

(2) 上記２(1)アの改正

令和５年１月１日

(3) 上記２(1)イの改正

令和６年１月１日

(4) 上記２(2)イの改正

令和６年４月１日

(5) 上記２(3)の改正

公布の日等

【参考】令和4年度税制改正における条例改正が不要な主な変更点

税条例において地方税法の規定を引用していることにより、改正後の同法の規定が適用されるなど、条例改正の必要がない主な変更点は、次のとおりである。

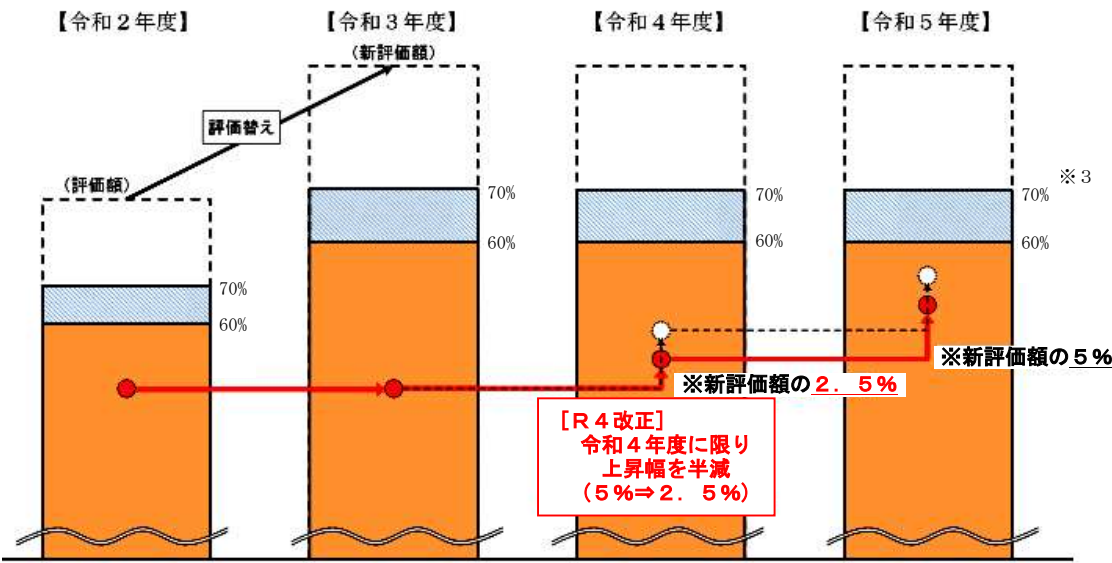
○ 商業地等^{※1}の固定資産税に係る令和4年度における特別な措置

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すためとして、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額^{※2}の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする。

なお、令和3年度においては、商業地等に限らず全ての土地について、負担調整措置等により税額が上昇する場合は、令和2年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。

注1 住宅用地、農地等については、従前のおり。

注2 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。



- ※1 「商業地等」とは、住宅用地以外の宅地等をいう。
- ※2 「課税標準額」とは、税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。
- ※3 上図の「60%」「70%」は、「負担水準」を表す。「負担水準」とは、前年度課税標準額の当該年度の価格に対する割合をいい、個々の土地の課税標準額が、価格に対してどの程度まで達しているかを示す基準である。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。
- ※4 商業地等に係る負担調整措置

負担水準	課税標準額
70%超	当該年度の価格の70%
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額に据置き
60%未満	前年度分の課税標準額＋（当該年度の価格×2.5%（改正前：5%）） ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合 ⇒ 60%相当額 価格の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

(参照)

改正前の京都市市税条例 (抄)

附 則

第5条の3 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき金額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(固定資産税等の課税標準の特例)

第7条 法附則第15条又は第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第42条から第44条まで又は第216条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条又は第15条の3に規定するところによる。この場合において、次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号、第27項第3号及び第35項 2分の1
- (2) 法附則第15条第2項第5号及び第27項第2号 4分の3
- (3) 法附則第15条第16項本文 5分の3
- (4) 法附則第15条第27項第1号及び第30項 3分の2
- (5) 法附則第15条第34項 3分の1

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（法附則第35条の2の6第11項及び第15項の規定の適用がある場合には、それらの適用後の金額）に対し、法附則第33条の2第5項に規定するところにより、市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第27条の6第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第27条第1項及び第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規

定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第32条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」と、「同条第7項」とあるのは「法附則第61条第4項において読み替えて適用する法附則第5条の4の2第7項」とする。

改正前の京都市証明等手数料条例（抄）

別表第2（第3条関係）

区 分		単 位	手数料
(1)	地方税法（以下この表において「法」という。）第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付	1 通	円 350
(2)	法第382条の2の規定により固定資産課税台帳のうち同条第1項に規定する事項が記載をされている部分又はその写しを閲覧に供する事務	1 件	350
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書の交付	1 通	350

備考 (2)の項に規定する手数料は、固定資産税の納税義務者が法第416条第3項の規定により公示された縦覧の期間内に、当該納税義務者に係る固定資産に関する事項を閲覧する場合においては、徴収しない。